

回覧サイン欄												

2023（令和5）年3月10日



くるめ木町内会会長 栗栖和子
電話 082-229-3695

くるめ木町内会3月定例会

あいさつ

コロナ禍が3年も続き、今年度も町内会行事が計画通りに実施できない状況が続きました。その中でも今年度の大きな取り組み事項として、如何にして町内会役員を安定的に確保し町内会を継続させていくかという大きな課題に対し、町内会の皆さまからアンケートによりご意見を頂き、そのご意見を基に規約の改正を行い「役員推薦ルール」を定めました。しかしながら、これも町民の皆さまのご理解とご協力があってこそ成り立つことであり、引き続き皆さまにはご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議題

- 1、2023 年度「家庭ゴミの正しい出し方」等の配布について（お願い）
お手数ですが全世帯に配布してください。

- 2、町内役員改選及び班長の交替について

くるめ木町内会会則抜粋

第8条 役員等の選出方法は、次のとおりとする。

ア 会長は、総会において選出する。

イ 副会長・会計・顧問及び相談役は、総会の承認を経て会長が委嘱する。

ウ 監査は、各区より1名ずつ選出する。

エ 班長は、各班にて1名ずつ選出する。

第9条 会長・副会長・会計の任期は2年とし、監査・班長・顧問・相談役の任期は1年とし、再選は妨げない。

なお、補充による役員等は前任者の任期の残任期間とする。また、役員（会長・副会長・会計）の選出がスムーズに行われるために別紙「役員推薦ルール」を定めます。

- ① 会則により班長は、各班から1名選出し、任期は1年（再選は妨げない）となっています。
- ② 現在の班長は、新班長の名前・住所・電話番号等を、3月26日（日）までに当該区の会長へ連絡してください。（別紙1）
- ③ 新年度の定例会には、新任の班長に出席をして頂いてください。
現在の班長は、新班長へ引き継ぐ際に別紙2をお渡し頂き4月10日の出席をご案内願います。
- ④ 各区の会長は、4月1日現在の班数・町内会加入世帯数を、4月1日までに報告してください。
※席次カードの作成に伴い、各区の会長は班長名簿一覧表も合わせて会長へ報告してください。

3、その他

- ◆ 来月の定例総会は、4月10日（月）19：00～開催します。